

サイバーインフラ事業者に求められる役割等の検討会の設置について

〔 令和6年9月18日
重要インフラ専門調査会会長決定 〕

- 1 重要インフラ専門調査会の下に、ワーキンググループとして、サイバーインフラ事業者（ソフトウェアの供給又は運用に関して一定の社会インフラの機能を提供している事業者をいう。）に求められる役割等の検討会（以下「検討会」という。）を置く。
- 2 検討会は、重要インフラ等に供給されるソフトウェアの開発・保守に際してサイバーインフラ事業者に求められる責務やこれを果たすための要求事項、これらに係る社会での普及策等について、調査検討を行う。
- 3 検討会の委員は、2に掲げる事項について優れた見識を有する者であって内閣サイバーセキュリティセンターのセンター長が委嘱した者とする。
- 4 検討会に座長を置く。検討会の座長は、重要インフラ専門調査会会長の一任により決する。
- 5 検討会の座長は、必要があると認めるときは、検討会の委員以外の者に対し、検討会の会議に出席して意見を述べることを求めることができる。
- 6 検討会の庶務は、関係省庁の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 7 検討会は、その設置に係る調査検討が終了したときは、廃止されるものとする。
- 8 前各項に掲げるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、検討会の座長が定める。